

2007月8月号

**「役員給与の一部が損金不算入
なる場合の判定方法」**

山守寛子税理士事務所
所長 税理士 山守寛子

役員給与の一部が損金不算入になる場合の判定方法

サラリーマンの給与に対する所得税は、給与の額面に対してではなく、サラリーマンの経費と言われる、給与所得控除を差引いたあとの金額に対して、課税されます。

それは、給与所得者である役員についても同様でした。

しかし、平成18年4月の税制改正により、特定の同族会社(オーナー会社)の業務主宰役員(普通は社長ですね)の給与所得控除については、会社の法人税の計算上、足して計算しなければならないことになりました。

この規定によれば、例えば社長の年間報酬が1千万円の場合、60万円の増税となり、影響は非常に大きなものですが、これがサラリーマンを対象にするものであれば大ニュースになっていたはずなのに、事業主対象ということで、あっさり通ってしまいました。

もともと、批判が大きく、平成19年4月の税制改正で基準がゆるめられました。

この規定の適用を受ける同族会社を、特殊支配同族会社といいます。この特殊支配同族会社は、業務主宰役員やその関連者(主にその親族をいいます)の持ち株割合が90%以上で、かつ、常務従事役員割合が50%超である同族会社が該当し、さらに基準所得金額が一定額を超える場合、この規定が適用されます。

判定の基準となる常務従事役員割合は、以下の式で表され、その中の業務主宰役員は「会社の経営に最も中心にかかわっている役員」とされ、一般的には代表取締役が該当します。

$$\text{常務従事} \quad \text{業務主宰役員} + \text{常務に従事する業務主宰役員関連者}$$

$$\text{役員割合} = \frac{\text{業務主宰役員} + \text{常務に従事する業務主宰役員関連者}}{\text{常務に従事する役員}}$$

ところで、業務主宰役員が、会社に出勤頻度が低い場合には、この式の分子だけに該当し、分母の常務に従事する役員に含まれないと思われる方も少なくないようです。

しかし、この常務に従事する役員とは、常勤役員ではなく、「会社の経営に関する業務を役員として実質的に、日常継続的に遂行している役員」が該当します。このため、会社経営の中心人物である業務主宰役員は継続的に経営に従事していることから、必然的に常務に従事する役員に含まれることとなります。

例えば、X社のオーナーのA氏は、X社の子会社Y社のオーナーも兼ねる両社の経営の中心人物で、Y社の株式はA氏とその親族で100%保有しています。A氏は普段、X社にいて、Y社には1週間に1回訪れる程度で、Y社の会社の日常的に経営に従事する役員が3名いて、このうちA氏の親族が1名含まれているものとします。

この場合、Y社の常務従事役員割合は66, 7%(A氏+親族1名)ではなく、50%(A氏+親族1名)/(A氏+常務従事役員3名)となり、50%超ではないことから、特殊支配同族会社に該当しないこととなります。

■おわりに

今月の無料レポートはいかがだったでしょうか？

役員給与については去年の大改正で、本当に複雑になりました。

ご不明な点、相談したいことなどございましたら、

下記連絡先へお問合せください。

連絡先

山守寛子税理士事務所 所長 税理士 山守寛子

Mail:yamamori@surugadailao.jp

または、このホームページのお問合せ欄からのご相談を受け付けます。